

動画を活用した遠隔授業の実践

高木加奈絵

倉敷芸術科学大学教育開発センター

(2020年10月1日 受理)

はじめに

本稿は、今般の新型コロナウイルス流行下で、本学での面接授業が一時的に不能となった状況下で行った、遠隔授業の実践報告を行うことを目的としている。

本稿で実践報告の対象とするのは、教職科目の「教育行政学」である。この科目は、文部科学省（以下、文科省）が出している教職課程コアカリキュラムの、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む）」に該当する。本講義は月曜日の5限（16時40分～18時10分）に開講され、34人の受講者が履修登録をしていた。

本学では当初、4月9日から前期の授業が始まる予定であったが、新型コロナウイルスの影響で、5月7日から授業開始となった。また、5月7日から6月3日までは遠隔授業を行い、6月4日からすべての講義・演習・実習で面接授業へ移行した。

そのため、本講義は5月11日から6月1日までの4回を遠隔授業で行い、6月8日から8月3日までの9回を面接授業で行なった。なお、開講できなかった2回分の授業に関しては、文科省からのQ&Aに則り、開講予定であった2テーマ（「学校と地域の連携」、「社会教育」）に関する文献を学生に提示し、その内容をまとめるというレポートによって補った。

また、本学ではLMSの代替として、Google Classroomを使用することとなっており、遠隔授業に必要な資料や課題は、すべてGoogle Classroomを通して提示することとされた。遠隔授業によって、様々な大学が整備していたLMSがアクセスの集中で使えなくなったという報道がなされていたが、Google Classroomを使用したため、そういったサーバー落ちといった事態は起きなかった。

こうした状況下で行われた遠隔授業に関する実践例を示すために、本稿では以下の構成で議論を進める。「はじめに」では、本稿の課題と対象、本授業を取り巻く状況について記述した。1では、「オンライン授業」と一般的には呼称されている遠隔授業について、文科省がいかなる位置づけをし、いかなる条件をつけ、何を弾力的に行うことができるのかを、通知やQ&Aから明らかにする。2では、遠隔授業を実践する際に筆者が留意した事項について記述する。3では、遠隔授業において使用した動画を、筆者がいかに作成したのかについて紹介し、4では、教育行政学の授業で行った教育基本法の授業の1回分について、指導案を提示する。その後、5では、学生からの遠隔授業への反応を述べる。

本稿はあくまで実践報告であるため、通常の研究論文のような、先行研究との関係性から研究の意義を出すことは控える。しかしながら、講義型の授業において遠隔授業を行う際の留意点や、今後の授業をいかに行っていくかに関する議論を喚起することができるという点で、本稿には意義があろう。

1. 遠隔授業に関する文科省の位置づけ

政府による全国を対象とした緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、4月16日に発令され、全国的に解除されたのは5月21日のことであった。そのため、当然ながら新型コロナウイルスの蔓延状況の行方が不明確であった2020（令和2）年3月24日付の文科省による通知（「令和2年度における大学等の授業の開始等について」（元文科高第1259号））では、授業の週の扱い方を弾力的にすることや、遠隔授業を活用することが述べられているが、様々な条件がつけられた遠隔授業の提案がなされていた。

この通知で着目すべき点は、授業の週の扱い方、遠隔授業の活用、遠隔授業を用いた際の単位の扱い方の3点である。以下、順を追ってこの点について、この通知の内容を見ていく。

まず、授業の週の扱い方に関しては、「2. 学事暦等の取扱いについて」の（1）の中で、「新型コロナウイルス感染症に対する対応等の影響にかんがみ」、「10週又は15週の期間について弾力的に取り扱って差し支えない」と述べられている。ただし、この措置には3つの条件が前提となっている。その3つの条件とは、①「1単位の学修時間が45時間である単位制度の趣旨を踏まえ」、②「補講授業、遠隔授業、授業中に課すものに相当する課題研究等を活用し」、③「大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条等で定める学修時間を確保するための方策を大学等が講じている」、というものであった。

また、この項目の中では、面接授業に代えて遠隔授業を行う場合の評価方法についても、次のような言及がなされている。すなわち、遠隔授業に切り替えた場合の評価方法は、「一斉に実施する定期試験等に限られるものではなく、レポートの活用による学習評価等、到達目標に応じた適切な成績評価方法を選択することができる」という。この際には、当然のことではあるが「授業計画（シラバス）等を変更することは差し支えないが、学生に対する丁寧な説明に努めること」とされている。

この文言で曲者なのは、「10週又は15週の期間について弾力的に取り扱って差し支えない」の「弾力的」というのがどの範囲までなのかという点であろう。この点は、2020（令和2）年4月21日の「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A」で明らかとなったため、詳細はのちに述べることとする。

次に、本通知では、新型コロナウイルスの蔓延状況次第では、遠隔授業を活用することが提案されているが、具体的にどういうものを文科省が遠隔授業として想定していたのかという点を確認しておきたい。

同通知の「3. 遠隔授業の活用について」の(1)では、文科省が想定している遠隔授業が、①テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業、②オンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔授業の2つを挙げている。ただし、ここでも一定の条件が課されていることには注意が必要である。同通知をよく読むと、遠隔授業を行う際には、「平成13年文部科学省告示第51号(大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件)等に従い行う必要がある」と明記されているわけである。

では、この「平成13年文部科学省告示第51号(大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件)」とは一体何なのか。それは以下のような規定である。

平成13年文部科学省告示第51号(大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件)(抄)

通信衛星、光ファイバー等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

一、(略)

二、毎回の授業に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの

この規定からは、遠隔授業とは「多様なメディアを高度に利用」したものであり、その条件としては、「面接授業に相当する教育効果を有する」ものである必要がある。さらに、遠隔授業を行う際には、教員若しくは指導補助者が「授業の終了後すみやかに」、インターネットなどの方法で、「設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うこと」、さらに「当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されている」必要がある、という条件が課されている。つまり、何らかの手段で、授業終了後に学生との間でのやり取りをする必要があるということになる。

ただし、この通知が出された時点では、文科省は現在多くの大学で行われているような、大学の遠隔授業が長期化せざるを得ない事態は想定していなかったようである。このことは、当該通知の以下の文言からわかる。

3. 遠隔授業の活用について

(2) 大学設置基準第 32 条第 5 項等の規定により、卒業の要件として修得すべき単位のうち、遠隔授業の方法により修得する単位数については、大学院及び通信制の大学を除き、60 単位（修業年限が 2 年の短期大学にあっては 30 単位、修業年限 3 年の短期大学にあっては 46 単位、高等専門学校にあっては 30 単位）を超えないものとして上限が設定されているところ、面接授業の一部を遠隔授業によって実施する場合であって、授業全体の実施方法として、主として面接授業を実施するものであり、面接授業により得られる教育効果を有すると各大学等の判断において認められるものについては、上記上限の算定に含める必要はないこと。

なお、遠隔授業により修得した単位と扱い、上記上限の算定に含める場合には、卒業という学生の身分に関わる事情であるため、すでに遠隔授業に係る事項を学則において定めている場合を除き、学則に当該事項を定める必要があるが、面接授業の一部を遠隔授業によって実施した場合等、主として面接授業により修得した単位として扱い、上記上限の算定に含めない場合には、学則において当該事項を定める必要はないこと。

この文言からは、①遠隔授業を実施する場合、大学では 60 単位までという上限があること、②主として面接授業（＝いわゆる対面授業）を実施することが前提であれば、遠隔による授業を一部行ってもよいこと（ただし、面接授業の場合と同様の教育効果を有すると各大学が認めたもの）、③②の要件を満たす授業は、①の上限に含まないこと、が遠隔授業の要件であることがわかる。また、①の要件を満たす遠隔授業では、学則の変更が必要であるが、②の要件の遠隔授業は、学則変更が必要ないことも見て取れる。つまり、3 月 24 日付の通知から見て取れるのは、この時点では、遠隔授業の上限単位数を弾力的にする予定はなく、面接授業が一時的にできなくなった場合の代替措置として遠隔授業が想定されていたことになる。

しかし、この遠隔授業に関する位置づけは、新型コロナウイルスの蔓延に関わる緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、面接授業が実施できるのかどうかの見通しが不透明になったことで、今年度に限り、特例的に、柔軟な扱いをすることができることとなった。このことが明示されたのは、2020（令和 2）年 4 月 21 日の「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q&A」であった。この Q&A は、5 月 22 日に更新されている。以下では、4 月 21 日付の Q&A から、遠隔授業に課された条件と弾力的に扱うことができることは何なのかについて、見ていく。

まず、遠隔授業に課された条件については、「問 9」への回答から読み取ることができる。「問 9」とは、「遠隔授業の実施方法として、教科書や教材による学修を一定時間自宅において行わせたいうえで、メールや掲示板等を用いて質疑応答等を行うことは許容されるか」というものである。これに対して文科省は、①法令上、「遠隔授業の一部において、教科書や教材による学修を自宅において行わせることが禁止されるものではない」と前置きをしながらも、②「面接授業に相当

する教育効果を有するものである必要がある」ため、③「授業外の予習・復習に相当するような単に教科書を読ませるといった形態は想定して」いない、と回答している。さらに文科省は、大学通信教育設置基準第3条第1項を引きながら、「単に印刷教材等の送付により授業が完結することは想定しておらず、毎回の授業の実施に併せて質疑応答等による指導を行う必要がある」とも回答している。

このことから、遠隔授業に関しては、教科書や教材による学修を一定時間自宅において行うだけでは「面接授業に相当する教育効果を有する」とは言えない可能性があり、毎回の授業実施の際に、ある程度同時双方向的な活動（質疑への応答等）をする必要があるという条件が課されたといえる。

しかし、先に見た3月24日付通知では、同時双方向型の遠隔授業を自宅にいる学生に対して行うことについて、平成13年文部科学省告示第51号の2の規定に基づいて可能であると述べている。つまり、同時双方向の活動を授業で行ったとしても、授業の終了後すみやかに、①「設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導」を行うとともに、②「学生の意見の交換の機会」を確保する必要があるのかどうか問題となる。

この点は、Q&Aの問6でも指摘されている。以下、文科省の回答から、この制約が同時双方向型の遠隔授業にも課されているのかどうかを確認する。

回答によれば、文科省が平成13年文部科学省告示第51号の2で想定していたのは、いわゆる「オンデマンド型」の遠隔授業であったようで、授業配信中に、①「設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導」を行うとともに、②「学生の意見の交換の機会」を確保することが困難であろうから、授業終了後すみやかに①、②を行う必要があったという。しかし、同時双方向型の遠隔授業の場合には、「当該授業の実施中に上記①及び②を行うことにより、実質的に面接授業に相当する教育効果が担保できているといえるのであれば、「授業の終了後すみやかに」上記①及び②の実施を求めることは必ずしも必要ではない」という。つまり、同時双方向型の遠隔授業を行ってれば、面接授業同様に学生の質疑に回答したり、添削指導等を行うことが可能となるため、授業終了後の措置に関しては、必ずしも行う必要がないこととなったことになろう。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、やむを得ず遠隔授業を行わざるを得ない状況にもかかわらず、遠隔授業で行うことができる60単位の上限は変更がないのかどうかについては、文科省がこのQ&Aをもって、方針を変更した。それは、以下の問19への回答からわかる。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、臨時休業が長期化するなど、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難と認められる場合には、特例的な措置として、面接授業に相当する教育効果を有すると大学において認められるものについては、大学設置基準第25条第1項で規定する授業の方法を弾力的に取り扱って差し支えありません。（後略）

- 上記特例的な措置において面接授業以外の授業として認められる遠隔授業は、同条第2項の規定による遠隔授業ではなく、同令第32条第5項の規定は適用されないことから、同規定の60単位の上限に算入する必要はありません。

この記述からは、新型コロナウイルスの感染拡大により、遠隔授業をせざるを得ないという場合に限った特例的な措置として、60単位の上限に算入する必要がないと解釈できる。しかし、同じ問いへの回答には、以下のような文言も付け加えられていた。

- なお、上記特例的な措置の面接授業以外の授業の成績評価を行う場合であっても、当該授業の実施状況及び成果を確認した結果、当該授業科目の到達目標を十分に達成できていることに加え、面接授業に相当する教育効果が認められる必要があります。その観点から、以下の(1)から(4)までについて、留意頂くようお願いします。

- (1) 授業担当教員の各授業ごとの指導計画（シラバス等）の下に実施されていること
- (2) 授業担当教員が、オンライン上での出席管理や、確認的な課題の提出などにより、当該授業の実施状況を十分に把握していること
- (3) 学生一人一人へ確実に情報を伝達する手段や、学生からの相談に速やかに応じる体制が確保されていること
- (4) 大学として、どの授業科目が遠隔授業で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握していること

なお、(3)は同年5月22日に更新されたQ&Aで新たに挿入された文言である。このQ&Aの通知の後、2020（令和2）年5月1日付の事務連絡「遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」でも、同様の文言が留意事項として記載されている。しかし、5月1日付事務連絡では、下線が引かれ、強調されている部分がある。

- ・ 授業担当教員の各授業ごとの指導計画（シラバス等）の下に実施されていること
- ・ 授業担当教員が、オンライン上での出席管理や、確認的な課題の提出などにより、当該授業の実施状況を十分に把握していること
- ・ 学生一人一人へ確実に情報を伝達する手段や、学生からの相談に速やかに応じる体制が確保されていること
- ・ 大学等として、どの授業科目が遠隔授業等で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握していること

（下線部ママ）

このことから、文科省が遠隔授業を弾力的に扱う際には、①授業計画（シラバス等）の下に実施されていること、②授業担当教員が授業の実施状況を十分把握していること、③学生一人一人と速やかに連絡が取れる体制が確保されていること、④大学等が、個々の授業の実施状況について把握していること、という4つの条件を付けたことがわかる。

最後に、この Q&A の問2では、授業のコマ数に関して興味深い回答が掲載されている。問2は、「10週又は15週の期間について弾力的に取り扱って差し支えない」とあるが、例えば、本来15コマの授業を13コマにし2コマ分の授業時間数を削ることを許容する趣旨か」というものである。以下がこの質問に対する文科省の回答である。

- 大学設置基準第23条の規定は、あくまで週数を規定したものであり、授業の回数（コマ数）を規定しているものではありません。
- 今回の授業期間の弾力化は、単位の修得に必要な学修時間を変更するものではないことから、質問のケースについては、例えば、2コマ分に相当する授業時間を本来予定していた面接授業により行わない場合については、休日や祝日における補講授業の実施や、遠隔授業の実施、又は授業中に課すものに相当する課題研究等に代替すること等により、大学設置基準第21条等で定める必要な学修時間を確保していただく必要があります。

最も興味深いのは、文科省が大学設置基準第23条の規定について、「あくまで週数を規定したものであり、授業の回数（コマ数）を規定しているものではありません」と回答していることである。近年、大学側は文科省から15回授業を行い、定期試験は授業回数に含めるなど散々圧力をかけられてきた。その際の根拠は大学設置基準第23条であったが、今回文科省が指摘しているように、この規定は授業の週数を規定しているものであったため、近年の大学に対する圧力は筆者の目から見れば、拡大解釈も甚だしいと思っていた。ようやく文科省も、きちんと法令を解釈してくれるようになったという意味で、この記述は重要であろう。

また、2つ目の回答の中には、今回の授業期間の弾力化では、例えば2コマ分に相当する授業時間を確保できなくなった場合、①休日や祝日における補講授業の実施、②遠隔授業の実施、③授業中に課すものに相当する課題研究等、のやり方でできなくなったコマ数分を代替することが許容されたことも重要である。

本学の状況も全くこのケースと同じで、2コマ分がやむを得ず確保できなかったため、授業2コマ分に相当する課題を学生に課した。このような弾力的な措置がなければ、授業期間を確保するために大変な労力と調整が必要であっただろうが、「③授業中に課すものに相当する課題研究等」が提示されたことで、大混乱に陥ることなく、遠隔授業の準備に取り掛かれたことはありがたかった。

なお、この間の新型コロナウイルスに関わる通知や事務連絡に関しては、2020（令和2）年6

月5日付の「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）」（2文科高第238号）にまとめられている。

このように、新型コロナウイルスの状況が日々目まぐるしく変化したことにより、文科省も遠隔授業に関する取扱いの方針を、大きく変更して対応せざるを得なかったことがわかる。

2. 遠隔授業を行う際に留意した事項

(1) 学生側のオンライン環境の問題

学生のオンライン環境がどうなっているかを知ることは、遠隔授業をどうデザインするのに関わる重要な問題である。なぜなら、PCを持っていない学生に、ワードを用いて課題を提出せよということはそもそも困難であるし、スマートフォン（以下、スマホ）でも課題提出がしやすくなると言われている Google Classroom で課題を提出させるにも、多少の訓練期間が必要であるためである。また、学生がどのくらいのギガ数までなら使用可能であるのかを把握しておかなければ、学生がいわゆる「パケ死」の状態にもなり、本講義だけでなく、他の講義も受講できなくなってしまうかもしれない。

そこで、学生のオンライン環境を把握するために、本稿の対象とする講義において、2020年5月8日～11日に、Google forms を用いて、任意で質問紙調査を行った。この質問紙調査では受講者34人のうち、23人が回答している。

まず、学生がどのような電子機器を用いてオンライン授業に参加しているのかを把握するために、「何を使ってオンライン授業を受けますか？」という質問をした。この際、回答は、①パソコン（誰かと共用）、②パソコン（自分専用）、③タブレット、④スマホ、⑤その他、という選択式とし、複数回答が可能ないようにした。この質問紙調査の結果が、以下の図1、2である。

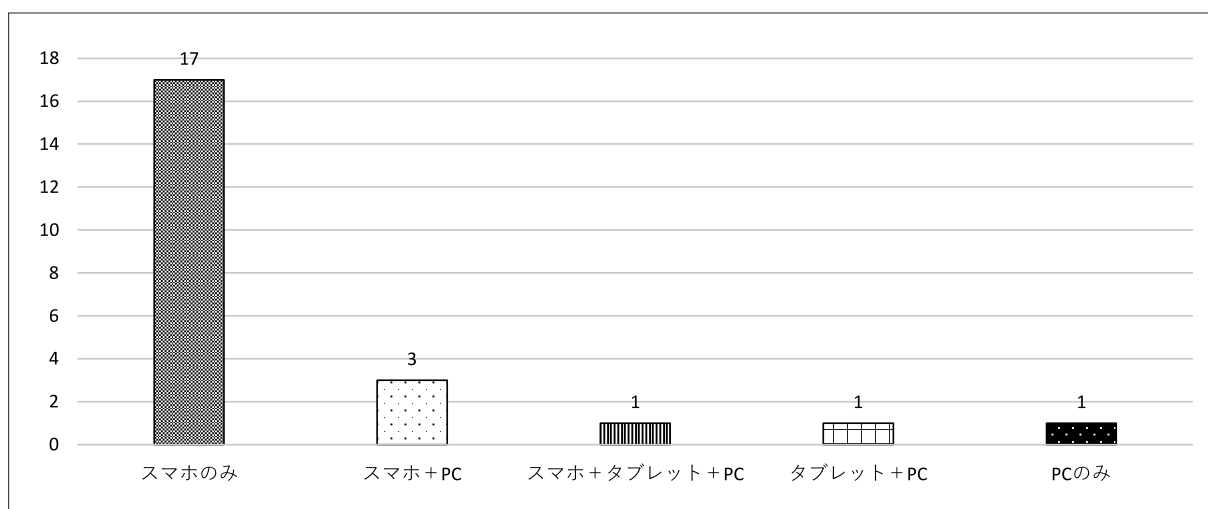


図1 学生の使用する機器（数）

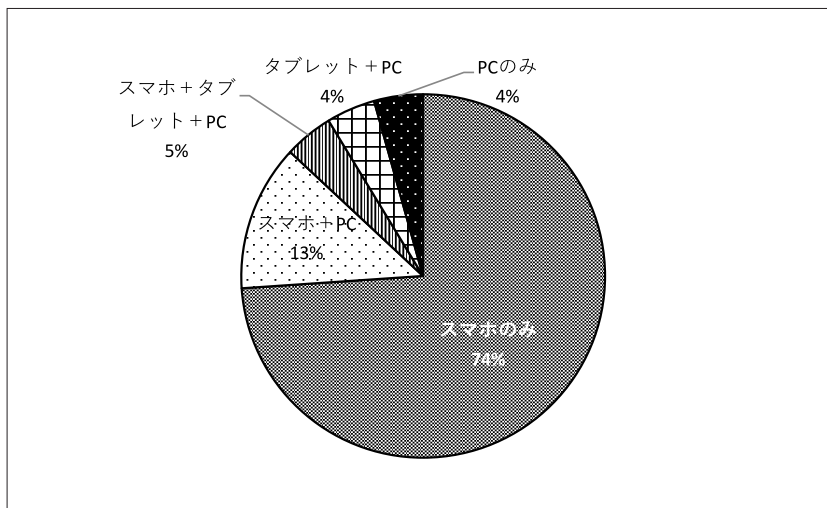


図2 学生の使用する機器 (割合)

図1は単純集計結果を、図2は集計結果を%で表したものである。図1、2から明らかなように、今般の遠隔授業に際しては、スマホのみで受講しようとしている学生が圧倒的に多いことがわかる。こうした学生の分布を見れば明らかなように、新型コロナウイルス下で大学のパソコン室やネットカフェが開いていない状況になると、講義資料をプリンタで印刷して学習することがほぼ不可能であることが見て取れる。また、スマホの小さい画面を見て学生が学習することを考えると、こまごまとした動画や、大量の文字データを読み解かせることは、よほどの工夫をしない限り難しい可能性が高いことが予想された。

次に、学生のデータ通信量を把握するため、「使用できる通信量について教えてください」という設問を設定した。この際、①毎月50GB以上、②毎月30GB～50GB、③毎月20GB～30GB、④毎月10GB～20GB、⑤毎月5GB～10GB、⑥毎月5GB以下、⑦わからない、という選択式で回答させた（単一回答）。その結果が、以下の図3、4である。

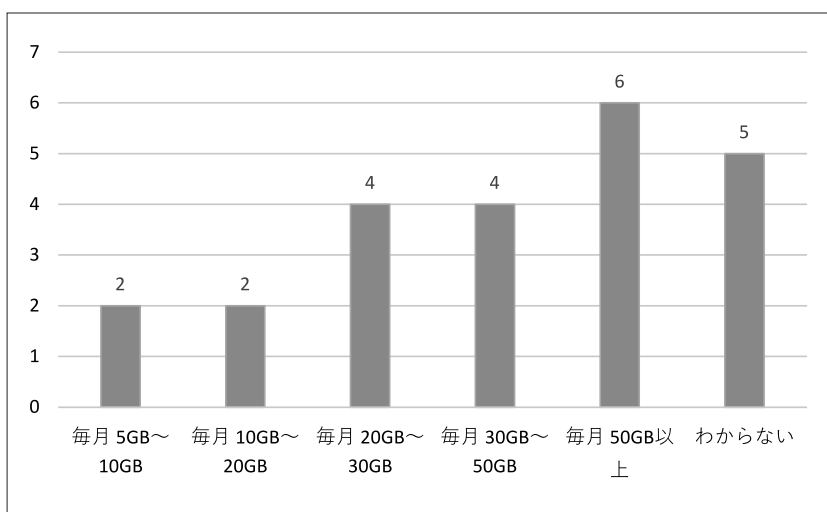


図3 学生の使用可能なギガ数 (数)

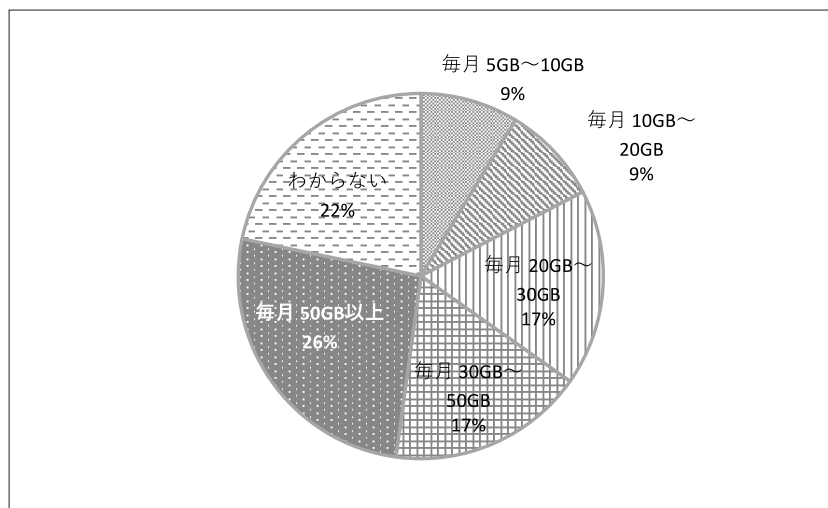


図4 学生の使用可能なギガ数（割合）

図3は設問に対する単純集計結果を、図4は設問の回答を%で表示したものである。もしも本授業が1か月あたり1.5GBを使用するとした場合、学生がこの授業も含めて15個の講義等を利用していただくとすれば、1か月あたりのデータ使用料は22.5GB 近くにはなることが予想される。そのため、この調査結果から言うと、「毎月5GB～10GB」、「毎月10GB～20GB」の学生はデータ通信が低速になるか、高額な請求がなされる可能性が高くなる。また、自分のデータ通信量を把握していない学生がもっとも危険で、この学生は携帯代の請求が来た際に、予想外の出費を迫られる可能性が高い。

こうした事情から、全受講者に対し、この期間に行われていた携帯各社の50GBまで上限を上げられるサービスを紹介した。また、携帯会社の問い合わせの電話番号がわからないという学生もいたので、教員の方で調べて、電話番号を伝え、電話のかけ方から教えた。

このようにしてこの質問紙調査をした直後には、急いで教員がデータ通信量の問題への対応を行い、5月中の授業によって高額請求が来たという相談は1件も出なかった。

以上述べてきたように、学生が遠隔授業で用いる電子機器にはかなりの制限がかかった状態であることがわかり、データ通信量に関しては、大きな心配をしなくてよい状態にして、授業を構成していった。

(2) 学生側・教員側のメディアに関する知識の問題

冒頭でも述べたように、本学ではGoogle Classroomでのクラスの開設は遠隔授業を行う際に必須とされた。そのため、筆者もGoogle Classroomを使用することとなったが、Google Classroomでは何ができるのかが当初全くわからず、これを用いて授業をするというイメージができなかった。

幸いにして、2017年度～2019年度まで、筆者は専修大学において非常勤講師を務めた経験があり、専修大学のLMS（Course Power）を使用した経験はあったものの、このLMSは授業

の教材を置いておくための“ハコ”としてしか使用したことがなかった。こうした理由からも、Google Classroom を授業の中心として使用するというイメージが付きづらかった。

また、学生を Google Classroom に招待するということが困難を極めた。学生もまた、Google Classroom を使用したことがなかったためである。学生を招待するにあたっては、大学側から Class CORD の一覧表がウェブを通じて学生へ発表され、そのことをメールを通じて告知していたようである。しかし、近年の学生はメールというツールをほぼ使用していないため、メールが見過ごされていたようである（私たち教員は、メールでさえすでに「おじさん、おばさんのツールである」ということを意識しないといけないうかもしれない）。何度連絡をしても連絡のつかない学生もあり、Class の作成は大変であった。また、Class に登録できても、授業中にはどこの何を見ればよいかかわからないため、不安であるという相談もあった。

そこで、Google Classroom やメールを通じて根気強く学生と連絡を取り合い、授業の LINE グループを作成することとした。各学科の各学年の学生 1 名とでも連絡がつけば、後は学生同士で「先生が LINE グループを作成しているから、先生に何らかの手段で連絡してください」というやり取りが促されたため、LINE グループの作成は非常にスムーズであった。

一度、LINE グループを作成してしまえば、あとは困ったことがあった場合に、LINE で学生から連絡が来るため、対応がしやすかった。また、LINE の方が、Google Classroom やメールよりも心理的なハードルが下がるようで、多くの技術的な相談も学生から聞くことができた。

ここで、LINE を使うと個人情報の管理等の問題が生じるのではないかと、LINE を用いると教員と学生の距離が縮まるため、無用のトラブルが生じるのではないかと懸念が浮かぶだろう。しかしこれは、メールの場合も全く同じことが当てはまるだろう。メールであろうが LINE であろうが、個人情報の管理には細心の注意を払う必要はあろうし、学生と直接やり取りをするのだから、言葉遣いなどには気を付ける必要がある。もしもこうした問題を懸念して、教員と学生が直接連絡を取り合えないことになるのなら、現代の大学教育はそもそも成り立ちえないであろう（厳密に考えるならば、学生と教員の間のやり取りはすべて大学の事務側が仲立ちをするということになるだろうが、これは現実的に可能なのだろうか。甚だ疑問である）。

3. 遠隔授業における動画の作成方法

動画の作成にあたっては、当初、黒板の前で授業をしているところを配信する形を検討した。しかし、こうした動画は「ギガ数」がかなりかかることがわかったため、別なやり方を検討せざるを得なかった（恥ずかしながら、凝った動画を作れば作るほど、「ギガ数」がかかることを、全く知らなかった）。

そのため、パワーポイントのスライドショーに音声を吹き込み、それをビデオファイルに変換、YouTube に限定公開するという形を取った。この方法は、専門家から見ればアナログで、非常に恥ずかしい限りではあったが、10 分の動画で 100GB 程度で収まるというメリットがあった。

また、自分の姿を学生に配信するというのも気恥ずかしさがあったし、放送大学の授業のクオリティーを自分の録画機材や授業方法では実現することが難しいということもあり、この方法に落ち着いた。

ここからは、本時の授業で用いた動画の一部を紹介する（図5参照）。

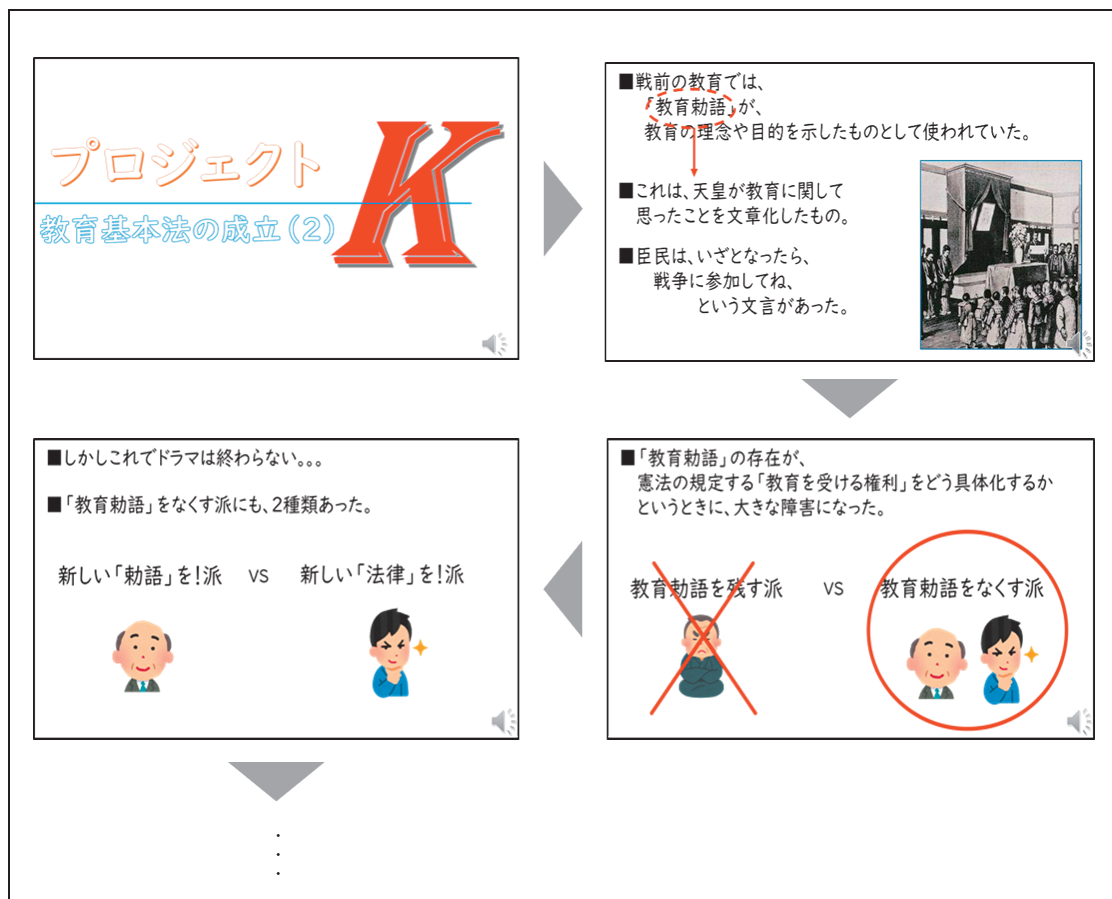


図5 「教育基本法の成立(2)」のスライド(動画)

これはただ単にパワーポイントで作成したスライドショーである。文字は授業者が説明をする速度に従って提示され、強調したい箇所には○が付される。パワーポイントを用いて授業やプレゼンをする際とまったく同じで、できる限り文字数を減らし、視覚に訴えるように写真や絵を用いている。

面接授業の場合、筆者は授業でスライドを使うことはほとんどなく、授業レジュメを配布して、言葉で説明することが多い。それは、スライドだと情報量がどうしても少なくなってしまうことや、歴史的な事実を話すときに、スライドだと「物語」が分断されてしまうような感覚があるためである。

しかし、今回はスライドを使ったとしても、動画として学生に提示できるため、「物語」が分断されているような感覚にはならなかった。むしろ動画の方が「物語」性を伝えやすかったことに驚いている。

また、スライドで提示すると情報量が少なくなってしまうことを懸念していたが、これは「しゃべり」で補強した。意外にも、通常の授業より余計な話をしないため、情報が整理された部分はある（個人的には話し足りない感覚はあったが）。

動画は1本あたり10分程度になるように作成した。それは、いろいろ試行錯誤した結果、動画で10分を超えてくると間延びしてしまうこと、情報量が多くなりすぎて、メモが取れないことからである。またYouTubeの規定で、無料のユーザーは15分以上の動画は投稿できないといった理由もあった。

このような動画を作成して、学生だけにYouTubeのリンクを送り、授業を行った。

4. 「教育行政学」指導案

(1) 内容項目

ここでは、一般的な指導案の体裁に沿いながら、教材観、学生観、指導観を記述していく。

①教材観

本教育行政学の授業は、教職課程コアカリキュラムの「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む）」に対応しており、(1-1)～(1-3)の中から選択しなければならない部分に関しては、「(1-2) 教育に関する制度的事項」を習得させることを目的としている。このことから、本授業全体では、以下の内容を習得させる必要がある。

(1-2) 教育に関する制度的事項

一般目標：現代公教育制度の意義・原理・構造について、その法的・制度的仕組みに関する基礎的知識を身に付けるとともに、そこに内在する課題を理解する。

到達目標：

- 1) 公教育の原理及び理念を理解している。
- 2) 公教育制度を構成している教育関係法規を理解している。
- 3) 教育制度を支える教育行政の理念と仕組みを理解している。
- 4) 教育制度をめぐる諸課題について例示することができる。

(2) 学校と地域との連携

一般目標：学校と地域との連携の意義や地域との協働の仕方について、取り組み事例を踏まえて理解する。

到達目標：

- 1) 地域との連携・協働による学校教育活動の意義及び方法を理解している。
- 2) 地域との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解している。

(3) 学校安全への対応

一般目標：学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づき、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。

到達目標：

- 1) 学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。
- 2) 生活安全・交通安全・災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取組を理解している。

これに基づき、本授業の計画を立て、教職課程コアカリキュラムとの対応関係を示したのが、以下の表である。

表1 教職課程コアカリキュラムと授業計画の対照

教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	項目	到達目標／授業回	(1-2)				(2)		(3)		
			1)	2)	3)	4)	1)	2)	1)	2)	
授業科目名及び授業回	教育行政学	第1回	教育行政学を学ぶ意義								
		第2回	誰が教育政策を作っているのか？	○							
		第3回	国と地方の教育政策形成システム	○		○					
		第4回	教育基本法と教育行政		○	○					
		第5回	一条校と義務教育	○	○	○					
		第6回	教育目的の法定		○						
		第7回	教育委員会制度の歴史と制度変更			○					
		第8回	教育委員会制度の現在と教育振興基本計画			○					
		第9回	教育課程行政と教科書制度		○	○					
		第10回	主要な教育裁判の判例		○		○				
		第11回	教育裁判を支えた論理		○						
		第12回	学校と地域の連携				○	◎	◎		
		第13回	学校安全と教育行政							◎	◎
		第14回	社会教育			○					
		第15回	教育改革の国際比較				○				

以上述べてきたように、本授業は教職課程コアカリキュラムに則りながら、教育行政学という学問の系統性や体系性を学ばせる必要がある。

しかし、教育行政学というのはハイブリッドな学問分野であるとも言われており、教育に関わる制度や政策、そうした制度や政策の根拠となる法令や判例、制度や政策の理念や歴史を総合的に学ばせる必要がある。こうした学習を通して、学習者は現行制度に関する理解を深めるだけではなく、現状を批判的にとらえ、よりよい教育を行う可能性に向けた制度や政策の在り方を学習していくことになる。

そのためまずは、法令や判例を読むことができるようにならなければならない。そのうえで、教育現場を取り巻く法制度がどうなっているのかを理解し、その制度のいい点や問題点について指摘できるようにする。

②学生観

本授業を受講している学生は、比較的眞面目で、意見を求められれば発言できる学生が多い。しかしながら、授業の内容に関して質問をしてくる学生が少なく、やや大人しい印象がある。そのため、こちらから授業の合間にクイズを出したり、意見を求めることを通して、意見表明をすることは恥ずかしいことではないことをまずは認識してもらう必要がある。また、どんな意見に対しても、授業者が前向きなレスポンスを返すことで、自信を持たせることが望ましいと考えている。

③指導観

単元全体の指導観を述べることは難しいので、ここでは本時の学習である基本法の授業（3回分）に関しての指導観を述べる。

この授業で身につけさせたい能力は3つある。まずは、教育基本法という法には何が書かれているかを理解することである。二点目に、教育基本法を通して、「公教育」とは何かという、教育行政学・教育法学の最難問の一つを考えさせることである。三点目に、現代のような多元的な社会の中で、そもそも教育目的を国家が法定することがよいのかどうかという問題について議論することである。こういった講義や議論を通して、法は自分から遠いところにあるのではなく、気が付かないうちに教育活動や、子どもをいかに育てるのかという個人的な営為にまで影響を及ぼしうることを考えてもらう。

(2) 教育基本法の授業展開

筆者は今年度、本学に着任したばかりであったため、本学の学生がどの程度の法的な基礎知識を有しているのかや、戦後史の知識を有しているのかが未知数のまま、今まで取り組んだことのない遠隔授業を行うこととなった。そのため、授業の合間合間にクイズ等を入れながら、何を、どこまで知っているのかを探り探りの状態で確認していく必要があった。

こうした理由から、シラバスで掲げた授業計画や、もともと作っていた授業ノートの内容の一部変更を加えながら、しかし授業計画に掲げた項目をすべて行うための工夫が必要となった。

特に、今回遠隔授業で行わざるを得なかった「教育基本法に関する授業」は、法の読み方の基本である主語－述語の関係性をきちんと把握できなければならない。また、旧教育基本法成立の時代背景や意義に関しても理解する必要がある。

そこで、5月25日に遠隔授業で行った「教育基本法に関する授業」を、指導案にして提示する。

①本時目標

教育基本法が成立するに至った時代背景を理解するとともに、憲法 26 条を用いて基本的な法令の読み方を学習する。

②本時で使う教材

PC（もしくはスマホ）、自作の YouTube 動画、Google forms、LINE（LINE を使用しない学生は Zoom）、Google Classroom、メモ用のレジюме（参考資料として本稿末尾に掲載）。

③本時の学習過程

時間 (90分)	学習内容	学習活動	指導上の留意点
導入 (10分)	授業準備。 宿題のフィードバック（前時の振り返り）。 本時の目標を確認。	LINE 通話もしくは Zoom をつなぐ。 宿題として出していた授業のまとめを、3 人分紹介する。 本時で学ぶ内容を、事前に Google Classroom にアップした「メモ用のレジюме」をもとに確認。	Zoom の学生は意外に手間取ることが多いので、少し時間に余裕を持たせる。 法令とは何か、判例とは何か、なぜこういう内容を教員を目指す学生たちが学ぶ必要があるのかを、思い出させる。 印刷できない人は手書きでレジюмеをノートに書いたかどうかを確認。
展開 1 (20分)	「基礎的な時代背景」クイズ。 クイズの答え合わせ。 動画 教育基本法の成立 (1) (8 分 34 秒)。 動画を見終わったかどうかの確認。	①日本で第二次世界大戦が終わったのは、何年何月何日か、②昭和 25 年は、西暦に直すと何年か、③日本は第二次世界大戦後に、経済的に豊かになったのか、貧しくなったのか、を Google forms で回答させる。 クイズの答え合わせを、LINE 通話、もしくは Zoom でする。 戦後、いかなる経緯で憲法に教育を受ける権利が規定されたのか、それが教育基本法の制定にどうつながるのかに関して、動画で学習させる。 動画を見終わったら、LINE やメールで連絡をするよう促す。	基礎的な知識がどこまで身についているのかを確認。 わからなかった学生には、ここで知識を習得させる。 動画を見ながら、「メモ用レジюме」に書き込みをさせる。 きちんと受講しているかどうかの状況を確認。
展開 2 (25分)	「教育勅語」に関する調べ学習。 動画 教育基本法の成立 (2) (10 分 15 秒)。 動画を見終わったかどうかの確認。	教育勅語とは何なのかを、ネットで調べさせ、Google forms で回答させる。 教育勅語が教育基本法の成立にあたってどのように関係しているのか、どのような選択肢があったのかについて、動画をもとに解説する。 動画を見終わったら、LINE やメールで連絡をするよう促す。	教育基本法成立にあたっては、教育勅語を残すのか、新たな勅語を作るのか、新たに法律という形で教育の理念を示すのかという 3 つの選択肢があった。そのため、教育勅語がわからなければ話がわからないので、少し時間を使って調べ学習をさせる。 動画を見ながら、「メモ用レジюме」に書き込みをさせる。 きちんと受講しているかどうかの状況を確認。

<p>展開3 (25分)</p>	<p>「教育基本法を読んでいく前に、法律の読み方の基礎知識を習得させる」という前置きをする。</p> <p>動画 憲法26条1項の確認。 「憲法26条2項」クイズ。</p> <p>動画 憲法26条2項の解説。</p>	<p>ここで授業の展開が少し変わるので、一度LINE通話もしくはZoomをつなぎ、これから見る動画の頭出ししておく。</p> <p>憲法26条1項の主語、述語を確認し、書いてある内容を解説する。</p> <p>前の動画で習得した知識をもとに、憲法26条2項の主語や述語、書いてある内容を、Google formsを用いて答えさせる。</p> <p>憲法26条2項の主語、述語を確認し、書いてある内容を解説する。</p>	<p>遠隔授業では、受講者がリアルタイムで受講しているのかどうかの確認が難しいため、ところどころでLINE通話を試みたり、Zoomをつなぐなど、チェックをする。</p> <p>動画を見ながら、「メモ用レジュメ」に書き込みをさせる。</p> <p>前の動画を見ていなければ答えられないように、問いを工夫する。</p> <p>動画を見ながら、「メモ用レジュメ」に書き込みをさせる。</p>
<p>まとめ (10分)</p>	<p>本時の内容の再確認。</p> <p>宿題として、本時のまとめを出す。</p>	<p>LINE通話もしくはZoomをつなぎ、2人を任意にあてて、「今日はどんなことを勉強したか？」を話してもらう。</p> <p>200字程度で、本時のまとめをするように課題を出す。</p>	<p>それぞれの動画のポイントとなる部分を再確認しておく。</p> <p>単なる感想を書くのではないことを強調しておく。</p>

5. 学生の反応

本時だけでなく、遠隔授業全体について、学生は授業についてこれたのか、また他の教員で面白い実践をしている人はいないのか（勉強させてほしいので）を把握するため、6月1日に、学生に向けて、Google formsを使用し、質問紙調査を行った（回答数28）。

まず問うたのは、「オンライン授業を実際にやってみて、苦労したことなどありますか？この授業だけに限らず、回答してみてください」ということである。学生からの回答を分類すると、①スケジュール管理の難しさ、②授業の受けにくさ、③通信環境の問題、④提出物が提出できているかどうかに関する不安、が寄せられた。それぞれの項目の代表的な回答は、以下のとおりである。

表2 遠隔授業の苦労した点の代表的な回答

項目	代表的な回答
スケジュール管理の難しさ	・気が引き締まらなくてダラけてしまう。
授業の受けにくさ	・フワッとした感じで、授業内容がきちんと頭に入っているか不安になる。 ・ずっと画面を見続けるので、目が疲れる。
通信環境の問題	・通信環境が悪くなる時がたまにあり、先生の音声がかえなかったり、出席確認で返事しても声が届いていなかったりと苦労した。 ・Zoomを使用した授業では、SIM無しiPad ^マ を利用しているためWiFi ^マ の調子が悪い時、改善のしようがないこと。教育行政学はLINE ^マ だったためスマホで授業を受けており調子が悪くてもWiFi ^マ を外して授業を受けることが出来た。
提出物が提出できているかどうかに関する不安	・提出物を出したけどちゃんと出ているかが不安だった。 ・課題を送っているのに未提出になっていることが多々ある。

面接授業に移行してから、再度聞き取り調査を行ったところ、筆者の授業ではないが、出席していたにもかかわらず、欠席扱いになっていたというトラブルが散見された。これは、おそらく多くの大学や企業が休業期間中にテレワークや遠隔授業に移行した影響で、通常より多くの電波が飛び交った結果、Wi-Fi 環境を準備していたとしても、電波同士が邪魔をしあってしまう時間帯が生じたためであろう。出席の取り方に関しては、Google forms を使用するなどの配慮が必要であろう。

次に、「面白い授業をやっていた先生はいましたか？ どんな授業だったのか、教えてください（私も勉強します）。」という設問に回答してもらった。具体的に名前が挙がったのは1人だけで、筆者の授業に関する感想がほぼすべてという結果になった。代表的な回答は次の通りである。

- 教育行政学の動画の合間に挟まれる小ネタや、『いらすとや』を使用したスライドがとても面白かった。基本 Zoom か、動画、レポートのどれかに偏った先生が多いため1番教育行政学が印象に残った。
- 高木先生の授業がとても面白かったです。動画もアレンジがすごくて飽きなかったし、説明もわかりやすかったです。
- 高木先生の授業が面白いです。動画作成に時間がかかると思うんですが、その分上で書いたように、一度戻って再生したり、止めて書いたりできるので良かったです。一番自分に合うスタイルでした。

初めの回答にあるように、本授業では、LINE をハブにしながら、動画の URL を張り付けたり、Google forms を用いて知識の定着度や基礎知識の習得度合いを入力させていたため、いろいろな作業を行ってもすべてワンクリック（1タップ）で受講できるような工夫をしていた。学生にとって最も使い慣れた LINE というツールで、簡単に受講できるようにしたことで、授業の内容そのものに集中できたようである。

また、法的な知識の説明は、面接授業で行う際にも苦手意識を持つ学生が多く、毎回苦労しながら授業をしているが、意外にも、動画作成をした授業の方が濃い内容を、わかりやすく教えることができたようである。さらに、学生の中には1.5倍速で再生して、授業時間内に2回ずつ見続けていたものもいたようで、ノートにびっしりと書き込みをしてくれていたようである。

しかし、やはり面接授業の方が直接学生の様子や反応を見ることができたり、意見交換をさせることができるため、遠隔授業よりも教育効果は高かったと考えられる。

おわりに

以上述べてきたように、かなり苦労しながら遠隔授業を行った。遠隔授業の学生からの反応は上々であったが、面接授業にはかなわないということも確認できた。

また、遠隔授業の場合は、授業の準備に膨大な時間がかかった。ゴールデンウィークにもかかわらず、朝5時から夜11時まで、毎日毎日準備をしないと、授業準備が間に合わないほどであった。膨大な時間がかかったのは、動画を作成することに時間がかかっただけでなく、どうやったら学生が授業を受けやすくなるのか、内容に集中してもらえるのかを計画し、実験していたためである（授業の実験に付き合ってくださいみなさん、ありがとうございました）。

さらに、初回の授業でガイダンスを行った際に、動画を3本流して、あとはLINE通話かZoomでフリートークを試してみたのだが、遠隔授業は面接授業に比べて間延びしやすいということもわかった。遠隔授業を行う場合、次々にコンテンツを放り込んでいかないと、学生はすぐにPCやスマホの前からいなくなってしまうわけである。

これは授業者にとっては非常にやりにくい状況である。なぜなら、授業をしていると思いつきで実験的なことをしてみたくなったりするものだが、遠隔授業の場合には、あらかじめ動画を用意したり、アンケートフォームを準備したりという授業の設計を綿密にしておく必要があるため、授業の自由度やライブ感が失われてしまうからである。

遠隔授業を行うことで、改めて自分の授業を振り返る機会になったことは、大変貴重なことであつたと思う。しかし、やはり面接授業の方が、教員と学生の意見交換や交流など、知識を身に着けることだけではないという意味での教育効果は高いのではないだろうか。

参考文献

- 2020（令和2）年3月24日 文部科学省高等教育局長通知（元文科高第1259号）「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」。
- 2020（令和2）年4月21日 文部科学省高等教育局大学振興課 事務連絡「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A」。
- 2020（令和2）年5月1日 文部科学省高等教育局大学振興課 事務連絡「遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」。
- 2020（令和2）年5月22日 文部科学省高等教育局大学振興課 事務連絡「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A」。
- 2020（令和2）年6月5日 文部科学省高等教育局長（2文科高第238号）「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）」。

資料 メモ用レジュメ

<p style="text-align: center;">教育行政学 2020年5月25日</p> <p style="text-align: center;">教育基本法の成立</p> <p>1. 教育基本法の成立。</p> <p>(1) 教育基本法成立の背景 (動画1)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1945年8月15日 ポツダム宣言の受諾。 <ul style="list-style-type: none"> →終戦。 ○1946年11月3日、日本国憲法の公布。 <ul style="list-style-type: none"> 憲法26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。 ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。 <p>(2) 教育基本法の成立 (動画2)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育勅語の存在。 ○憲法の成立と前後して、「教育勅語」の扱いが議論された。 【議論の類型】 ①教育勅語を残す。 ②教育勅語を廃する。 <ul style="list-style-type: none"> i) 新しい教育理念や教育目標を新たに勅語という形で規定する。 ii) 新たに法律を作成し、教育理念や目標を規定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・「勅語及詔書等の取扱について」(1946年10月)。 →教育勅語の式日奉読、神格化を禁止。 ・当時の文相、田中耕太郎が新たに法律を作成することを決断。 (これが「教育基本法」の起源)。 →教育刷新委員会「教育基本法要綱」を作成(1946年12月)。 →1947年3月31日、教育基本法が公布、施行。 	<p>2. 憲法26条の解説。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法律の読み方を勉強していく。 <p>(1) 憲法26条1項 (動画3)。</p> <p>すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 80%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">主語</th> <th style="width: 50%;">述語</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○何を持っているのか？ ○条件。 <p>(2) 憲法26条2項 (動画4)。</p> <p>①すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「主語」、「述語」、「何を負」っているのか？条件は何か？ ○「その保護する子女に」の部分。 ○義務教育は誰に対する義務か？ ②義務教育は、これを無償とする。 	主語	述語						
主語	述語								

Practice of remote class using videos

Kanae TAKAGI

Center of Educational development

Kurashiki University of Science and the Arts

2640 Nishinoura, Tsurajima-cho, Kurashiki shi, Okayama 712-8505, Japan

(Received October 1, 2020)

The purpose of this paper is to report about the remote class, which use videos. Due to the influence of COVID-19, our university become a remote class temporarily. Many Japanese universities have never taught remote class, so many teachers may have been groping for classes. Therefore, I would like to present a teaching plan for the education administration class that I was in charge of, and arouse discussion on the ideal way of practicing better remote class.

The structure of this paper is as follows. In Introduction, I wrote the purpose of this paper and the situation of our university, and I have organized the data of remote class record, which written by Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology in Chapter 1. After that, I described what to be careful of when giving remote class (Chapter 2), and how to make videos (Chapter 3), and presented the teacher plan about education administration class (Chapter 4). Then, I listed the results of the questionnaire survey taken by the students (Chapter 5); at last, I summarized what I have said in this article (Conclusion).